

中国法における人格権の発展 (1949 年～2020 年)

葛 虹

目次

- 1 中国憲法上の人格に関する規定
 - (1) 現行憲法 38 条の歴史的背景
 - (2) 現行憲法 38 条をめぐる学説の理解
 - (3) 有権的解釈の不在
 - ① 憲法解釈の仕組み
 - ② 法律解釈（立法解釈と司法解釈）の仕組み
- 2 民事法上の人格権
 - (1) 「民法通則」上の 1 節としての「人身権」
 - (2) 民事法上の人身権（人格権）に関する有権的解釈
 - ① 司法解釈
 - ② 立法解釈
 - (3) 「民法典」上の人格権
 - ① 立法経緯
 - ② 「人格権編」の内容
 - ③ 「人格権編」の内容に対する指摘
- 3 民法と憲法の関係をめぐる議論
- 4 結びに代えて

1. 中国憲法上の人格に関する規定

(1) 現行憲法 38 条の歴史的背景

1949 年中華人民共和国が成立した後、前後計 4 部の憲法（1954 年憲法、1975 年憲法、1978 年憲法及び現行 1982 年憲法）が制定された。現行 1982 年憲法（以下「現行憲法」と略称する）は、その 38 条において、以下のように新たな条文を設けた。

「中華人民共和国公民の人格の尊厳は、侵されない。いかなる方法によっても公民を侮辱、誹謗又は誣告陷害することは、これを禁止する」。

この38条「人格の尊厳の不可侵」条文の新設の理由について、1982年憲法の起草者の一人で憲法学者許崇徳教授は「文化大革命のなかで人格を侵害し、人格尊厳を踏みにじった事件が大量発生したという悲惨な教訓を総括したうえで、外国の立憲主義的政治経験を参考にして作ったものだ⁽¹⁾」と言った。

では、一体どのような「悲惨な教訓」が発生したのか？どこの国の立憲主義的政治経験を参考にしたか？その答えは、1954年憲法に遡って求めることができる。

ソ連憲法を手本⁽²⁾にして制定された1954年憲法（計106条）の第三章「公民の基本的権利と義務」に、以下のような規定があった。

「中華人民共和国公民の人身の自由は侵されない。いかなる公民も、人民法院又は人民検察院の許可がなければ、逮捕されない」（89条）。

「①中華人民共和国公民の住宅は、侵されない。通信の秘密は法律によって保護される。②中華人民共和国公民は居住と移転の自由⁽³⁾を有する」（90条）。

(1) 許崇徳：《中国憲法（修訂本）》，中国人民大学出版社1996年，第372頁。

(2) 蔡定劍：〈关于前苏联法对中国法制建设的影响〉、载《法学》1999年3期，第2頁。
その影響に言及した日本語資料もある。「1952年～56年の間にソ連の法学教材が165種類も翻訳され、全国で教学の用に供された。当時はソ連法も中国法も区別がなかったほどである。現在もなお中国の法学教育や法学には、色濃く旧ソ連法の影響が残っている」（木間正道ほか『現代中国法入門（第5版）』有斐閣、2009年、333頁を参照）。

(3) 日本では、日本国憲法22条において居住移転の自由が職業選択の自由と一緒に並んで定められるため、「経済的自由」ととらえられることが多い。これに対し、中国では、1954年憲法90条2項の居住移転の自由の規定は、住宅不可侵、通信秘密の保護の規定と同じ条文に収められ、「人身の自由」の重要な一内容をなすとされていた。もっとも、居住移転の自由は「経済的自由」と「人身の自由」の両面を兼ねるもので、佐藤幸治教授が次のように指摘したことがある。「この自由は、…資本主義経済を成り立ためる不可欠の要素として経済的自由の一環をなすとともに、自己の移動したいところに移動できるという点で人身の自由としての側面を有する。のみならず、自己の選択するところに従い様々な自然と人にとり接し、コミュニケーションすることは、個人の人格形成・精神的活動にとって決定的重要性をもつことがあって…」（佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院、1995年）554頁参考）。

上記二つの条文をまとめて「人身の自由」の規定と総称された。しかし、このような憲法上の明文規定にもかかわらず、その後の一時期、これらの人身の自由は下位の法令によって減縮された。例えば、上記 90 条 2 項の居住移転の自由、とくに農村から都市への居住移転の自由は、全国人民代表大会常務委員会が制定した 1958 年「戸籍登記条例」⁽⁴⁾によって、厳しく規制された⁽⁵⁾。

さらに、文化大革命期間（1966 年～1976 年）中、1954 年憲法の効力そのものが事実上否定されていた。憲法上、人民検察院（81 条～84 条）、人民法院の職権（73 条～80 条）に関する明文規定があるにも関わらず、毛沢東の意向で検察機関としての人民検察院そのものが完全に廃止された。裁判機関としての人民法院がかりうじて形としては残ったが、その機能が殆ど停止状態となった。その結果、上記 1954 年憲法第 89 条の「人身の自由不可侵」規定も完全に空文になってしまった。捜査、起訴、裁判の各権力は、事実上警察機関の一身に集中してしまった⁽⁶⁾。「警察機関の権力が無限に膨張してしまい、手綱が外された野生の馬のように、意のままやり放題だった⁽⁷⁾」。

(4) 中国語名は「户口登記条例」である。全国人民代表大会常務委員会は 1958 年 1 月 9 日にそれを公布し、同日に施行することにした。

(5) 「戸籍登記条例」によれば、公民が經常居住地から離れ、他所に移住する場合は、役所にて移住の手続きの申請を行わなければならない（16 条）。「戸籍登記条例」は農村から都市への居住移転の自由を明確に否定しないが、農村から都市への居住移転の際に都市の労働部門の採用証明、学校の進学証明が必要書類とする（10 条）。しかし、1979 年まで中国では都市経済を支えたのは殆ど国有企業であった。国有企業の労働力の需要が都市人口だけで賄うことができたため、農村人口に向ける募集が殆ど行わなかった。又、当時教育資源は殆ど都市に集中されていた。教育資源が乏しかった農村から都市へ進学できた農村出身者も非常に少なかった。事実上、ごく一部の幸運者を除き、大多数の農村出身者は国有企業又は進学のチャンスに恵まれず、都市への居住移転が不可能だった。あえて法的手続をせず、都市へ移住しても、不法浮浪者として強制送還されることになった。

(6) 張晋藩：《中国司法制度史》、人民法院出版社 2004 年、第 628 頁。

(7) 沈德咏：《中国特色社会主义司法制度论纲》、人民法院出版社 2009 年、第 115 頁。

当時、「革命の反対者」を洗い出すため、「大字報」(街頭などで張り出された壁新聞)、「小字報」(ビラ)による告発、個人住宅への勝手な捜査などが奨励された。その告発の大半が政敵もしくは異見者を失脚させるために、事実を捏造した誣告であった。「革命の反対者」とされた者は、公の場に引き出され、「批闘」(民衆の罵声を浴びさせたり、殴打したりして、自己批判を強要するなど)を受けさせられていた。一部の政治家、知識人はこのような侮辱に耐えず死に追い込まれた。このような侵害行為が横行したせいで、社会全体に人身の自由を勝手に侵害したり人間の尊厳を踏みにじったりしても構わないという悪い雰囲気をもたらした。公権力以外の組織と個人の間、又は個人と個人の間にも同様な侵害行為が繰り返された。

1954年憲法の無効化の原因は、政治的な要素のほか、その条文自身にも問題があった。同憲法は憲法の最高法規としての地位を明記しなかった。又は憲法の遵守義務に関しては、公民の憲法の遵守義務のみ(100条)明記したが、公権力、政党その他組織の憲法遵守義務の明文規定を設けなかった。「公民は、その公民権利が国家機関の勤務者に侵害され、損害を被った場合、損害賠償を得る権利を有する」(97条後段)の規定があったが、行政訴訟制度、国家賠償制度の立法が整備されなかったため、実際国家機関の勤務者から侵害を受けても、司法救済を求めることができなかった。この97条後段の規定はまるで絵に描いた餅のようなものであった。

文化大革命の後半に作られた1975年憲法は、文化大革命の現状を追認したものであった。1954年憲法にあった居住移転の自由の規定(90条2項)、公職者による侵害の救済の規定(97条後段)、及び人民検察院に関する規定(81条～84条)を含む多数の重要条項が削除され、圧縮されたため、条文の総数が30にまで激減した。その第三章「公民の基本的権利と義務」には、権利に関する条文が2か条しか残らなかった(27条と28条)。しかも公民の義務を強調するために、条文の設置順序において、この二つの権利に関する条文は義務に関する条文の後ろに置くことにした。1954年憲法と同様、公権力、政

党その他組織の憲法遵守義務の明文規定がまったくなかった。

人身の自由に関する規定は、次のように一つの条文にして内容を大幅に縮減した。「中華人民共和国公民の人身の自由及び住宅は侵されない。いかなる公民も、人民法院又は警察機関の許可がなければ、逮捕されない」(28条)。その後段の規定は、警察に無限の身柄拘束権を授与しただけではなく、警察以外の個人、組織も、警察の許可をもらえば、他人の身柄を拘束することができるようになった。警察権の濫用を黙認した結果、人身の自由の迫害はいつそう深刻になった。そのため、現在になって、この憲法については「極めて完成度が低く、重大な欠陥と誤りを持つ憲法だった⁽⁸⁾」と批評されている。

文化大革命の直後に制定された1978年憲法は、文化大革命がもたらした混乱を收拾するために、人民検察院に関する条文を復活させ、人身の自由に関する規定は次のように修正された。「中華人民共和国公民の人身の自由と住宅は侵されない。いかなる公民も、人民法院又は人民検察院の許可に基づく警察機関による執行でない限り、逮捕されない」(47条)。この条文は、警察機関による身柄拘束の決定、警察機関以外のものによる身柄拘束権の執行を排除した。しかし、公権力、政党その他組織の憲法遵守義務の明文規定を依然設けなかったし、移住の自由に関する明文規定及び公職者による侵害の救済の規定は復活できなかった。現在になって、この憲法については「1978年憲法は1975年憲法より少し進歩したが、新時代の需要に遥かに満足できないものだった⁽⁹⁾」と言われている。

現行憲法は、1979年に始まった改革開放の新時代において1982年に制定されたものである。全部の条文数が138で、前記の人格尊厳不可侵の条文(38条)を新設したほか、人身の行動の自由不可侵、住宅の不可侵、通信秘密の保護の内容を以下のようにそれぞれ三つの条文に分けて、新たに作り直した。

(8) <新中国宪法50年 / 宪政历程> 2004年05月09日 (中国网、http://www.china.com.cn/zhuanti2005/txt/2004-05/09/content_5559552.htm, 2020年9月10日最終閲覧)

(9) 同上。

通説はこの 37 条～ 40 条の内容について「人身の自由」と総称している⁽¹⁰⁾。ただ、居住移転の自由の規定は依然復活できなかった⁽¹¹⁾。

「①中華人民共和国公民の人身の自由は、侵されない。②いかなる公民も、人民検察院の承認若しくは決定又は人民法院の決定のいずれかを経て、公安機関が執行するのでなければ、逮捕されない。③違法拘禁その他の方法による公民の人身の自由に対する違法な剥奪又は制限は、これを禁止する。公民の身体に対する違法な搜索は、これを禁止する」(37 条)。

「中華人民共和国公民の住居は、侵されない。公民の住居に対する違法な搜索又は侵入は、これを禁止する」(39 条)。

「中華人民共和国公民の通信の自由および通信の秘密は、法律の保護を受ける。国家の安全又は刑事犯罪捜査の必要上、公安機関又は検察機関が法律の定める手続きに従って通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織又は個人であれ、その理由を問わず、公民の通信の自由及び通信の秘密を侵すことはできない」(40 条)。

そのほか、現行憲法は 1954 年憲法 97 条後段の国家機関の勤務者による侵害の救済の規定を以下のように修正したうえで復活させた。

「公民は、その権利が国家機関或いは国家機関の勤務者に侵害され、損害を被った場合、法の定めるところにより損害賠償を求めることができる」(41 条 3 項)。ここで、国家機関に対する損害賠償の請求権が追加された。その後、この条文に基づいて、1989 年「行政訴訟法」、1995 年「国家賠償法」が制定

(10) 胡錦光・韓大元：《中国憲法（第四版）》、法律出版社 2018 年、第 238 頁。

(11) 1982 年憲法の起草グループ責任者であった王漢斌氏は 2011 年の雑誌のインタビューで次のように言った。「1954 年憲法に定めたが、実際には叶えなかった。今回の憲法の起草において、1954 年憲法の規定を復活させるという意見もあった。しかし、みなさんが検討した後、その意見を取り入れなかった。事実上無理だったから。憲法上移住の自由に関する規定がないともいえ、移住の自由を禁止する意味ではない。…市場経済の下で移住の自由の保障がやはり必要です。中国の戸籍制度は、もう時代遅れです」(本刊記者：〈关于 1982 年宪法的起草过程——王汉斌访谈录〉、载《百年潮》2011 年 2 期)。

された。

要するに、現行憲法 38 条「人格の尊厳の不可侵」の新設の背後には改革開放以前の人権侵害の歴史に対する反省の意が込められているのである。

(2) 現行憲法 38 条をめぐる学説上の理解

現行憲法 38 条「人格の尊厳の不可侵」の規定は、ドイツ法を参考にして作られたものと思われる。1946 年のバイエルン憲法には「人間の人格の尊厳は、立法、行政、司法において尊重される」という条文 (100 条) があった。「これは、ナチスの非人道的統治を反省して、人間が最高不可侵の精神的倫理的な価値の主体であることを確認したものである。これをうけついで、ドイツ基本法 1 条も『人間の尊厳は、不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することが、すべての国家権力の責務である』と定めるに至った⁽¹²⁾」。

それでは、38 条にいう「人格の尊厳」について、中国ではどのように理解されているのだろうか？ドイツ基本法 1 条 1 項にいう「人間の尊厳」と比べてみると、一文字の違いであるが、両者の意味は大きく異なる。

実は、ドイツ基本法 1 条は、「①自然権思想に依拠しながらも、『人間の尊厳』が憲法典上の諸基本権の直接の根拠であること、②私人間の関係にも拘束力を有すること、③国家に対して、その尊重および保障義務を負わせること、という三つの狙いをもって制定された⁽¹³⁾」。

これに対し、中国では、そもそも自然権思想が定着せず、自然権思想に基づいて 38 条を理解することがまったく期待できない。38 条規定は単なる現行憲法に定める基本権の諸内容の一つにすぎない。その実効性は、刑法、民法などの立法によって保障される。公権力との関係において「国家は公民の人格の尊厳を保護する義務を負う一方、他方において、公益を維持するため

(12) 阪本昌成『憲法理論Ⅱ』(成文堂、1993 年) 136 頁。

(13) 同上。

に法定手続に従い人格の尊厳を規制し、その法的制限を設けることができる⁽¹⁴⁾」と理解される。

また、「人格」という言葉に対する理解も異なる。ドイツ基本法の場合は、2条1項の「人格の自由発展」の規定があり、1条1項の「人間の尊厳」の規定と結びついて、一般的人格権の概念が導かれた。「自由な人間的人格及びその尊厳は、憲法的秩序の内部における最高位の法価値を意味する」「その基礎には、自由に自ら自己決定を行いかつ自己発展をするそのような素質を備えている精神的道徳的存在としての人間という観念が存する⁽¹⁵⁾」。

これに対し、中国の場合は、現行憲法の制定当初、人格といえば、主に名誉にかかわるものと認識されていた。その後の憲法教科書は38条について、次のように解釈している⁽¹⁶⁾。①憲法が定める公民の基本権利で、国家機関と公民の間を含め憲法に定める各種の関係の存立基礎である。②公民の人格の尊厳は侮辱してはならず、暴力又はその他方法で他人の人格を貶めてはならず、他人の名誉を毀損してはならない。③他人を誹謗中傷してはならない。つまり虚偽の事実を捏造して他人の人格を損害してはならない。④誣告して他人を罪に陥らせてはならない。いわば、他人を害することを目的とする関係機関への誣告を禁じる。

つまり、「人格の尊厳」の基礎には「正直で立派な品格を有する」人間像が存在しており、「彼なりの自尊心と自愛心を有し、他人の侮辱と誹謗を許されない⁽¹⁷⁾」という考えである。その根底にはドイツ法上の「人格の自由発展」のような意味合いではなく、中国語の文脈での「面子（メンツ）」という意味合いが流れている⁽¹⁸⁾。

(14) 胡錦光・韓大元、前掲注10、236頁。

(15) ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例（第2版）』（信山社、2001年）25頁。

(16) 胡錦光・韓大元、前掲注10、254頁。

(17) 許崇徳、前掲注1、418頁。

(18) 林来梵：《从宪法规范到规范宪法》、法律出版社2001年、第175頁。

現在になって、中国の憲法学説もアメリカ法上のプライバシー権に関する学説の影響を受け、以下のように少し広く認識するようになった。「一般的な学理的解釈からみれば、憲法に定める『人格の尊厳の不可侵』のなかには、プライバシー権の保護の意味合いも含まれる。また、公民の住宅の不可侵の憲法規定もプライバシー権に対する一種の具体的な保護である。…プライバシー権の憲法保障は、個人の私生活の秘密の不可侵、個人の私生活の自由の不可侵、個人情報の自律コントロール権の内容を含む⁽¹⁹⁾」。ただ、この論述には、アメリカ法上のプライバシー権にいう自己決定権の意味合いが含まれていない。

(3) 有権的解釈の不在

① 憲法解釈の仕組み

憲法条文に関する有権的解釈は、法令の違憲性審査と密接な関係があり、両者は連動して一緒に働く場合が多い。日本国憲法には、違憲審査権に関する 81 条（最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である）の規定があるが、憲法条文に関する有権的解釈の規定は存在しない。しかし、裁判所が大胆に憲法解釈を行った例⁽²⁰⁾ が数多く存在し、「最高裁判所が憲法についての有権的解釈機関であるという通念が社会的にも憲法学説上も補強され⁽²¹⁾」続けている。そのため、日本の憲法学では、憲法解釈がそれ自体として問題とされることは少なかった。

これと対照的に、中国では憲法解釈は憲法執行の監督と並立して大きな問題として注目されている。そもそも 1954 年憲法、1975 年憲法、1978 年憲法には憲法解釈および憲法執行の監督に関する明文規定がなかった。現行憲法

(19) 胡錦光・韓大元、前掲注 10、255 頁。

(20) 例えば、京都府学連事件判決（最高裁昭和 44 年 12 月 24 日大法廷判決）。裁判所は、日本国憲法 13 条幸福追求権の規定を解釈し、その条文を根拠に肖像権を認めた。

(21) 蟻川恒正『憲法解釈権力』（勁草書房、2020）4 頁。

の立法者は、「文化大革命」中の酷い人権侵害を教訓に、その前文及び5条⁽²²⁾において公権力の憲法遵守義務及び最高法規としての憲法の地位を明記した。さらに、これらの規定の実効性の確保として、全国人民代表大会に憲法改正、憲法執行の監督の権限を与える(62条)ほか、全国人民代表大会常務委員会にも憲法解釈権、憲法執行の監督権を与え(67条)、違憲行為を正す役割を期待した⁽²³⁾。当時、全国人民代表大会常務委員会に憲法解釈権、憲法執行の監督権を与える理由として、次のような説明があった⁽²⁴⁾。

(i) 最高国家権力機関、立法機関としての全国人民代表大会は非常設機関で、通常会議が1年に1回しか開かれず、毎回の会期が10日間ぐらいであるため、日常的に発生する憲法問題に対応できないとの問題がある。全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会の常設機関として、全国人民代表

(22) 現行憲法の前文の最後の段落は、次のように書かれている。「この憲法は、中国の諸民族人民の奮闘の成果を法の形式で確認し、国家の基本となる制度及び任務を定めるものであり、国家の根本法であり、最高の法的効力を持つ。全国の諸民族人民並びにすべての国家機関、武装力、政党、社会团体、企業及び事業組織は、いずれもこの憲法を活動の根本準則とし、かつ、憲法の尊厳を守り、憲法実施を保障する責務を負わなければならない。」さらに、現行憲法5条は次のように規定している。「国家は、社会主義法制の統一と尊厳を守る。すべての法律、行政法規及び地方的法規は、憲法に抵触してはならない。すべての国家機関、武装力、政党、社会团体、企業及び事業組織は、この憲法及び法律を遵守しなければならない。この憲法及び法律に違反する一切の行為については、これを追及しなければならない。いかなる組織又は個人も、憲法及び法律に優越した特権を持つことはできない。」

(23) 現行憲法62条は「全国人民代表大会は、次の職権を行使する。①憲法改正；②憲法執行の監督；③刑事、民事、国家組織又はその他に関する基本的な法律の制定及び改正；…⑩最高国家権力機関として行使すべきその他権力」と規定している。また、67条は「全国人民代表大会常務委員会は、次の職権を行使する。①憲法解釈、憲法実施の監督；②全国人民代表大会が制定すべき法律以外の法律を制定し、及びこれを改正すること；③全国人民代表大会閉会中の期間において、全国人民代表大会の制定した法律に部分的な補充及び改正を行うこと。但し、その法律の基本原則に抵触してはならない。④法律解釈；…；⑫全国人民代表大会の授けるその他の職権」と規定している。

(24) 胡锦涛・韩大元、前掲注10、142頁。

大会の閉会期においてその代りに権限を行使するので、日常的に発生する憲法問題への対応に適任である。

(ii) 全国人民代表大会常務委員会は憲法上で全国人民代表大会の閉会期の立法機関として位置付けられている⁽²⁵⁾。こうした憲法上の地位は憲法解釈の権威性を確保できる。

(iii) 全国人民代表大会常務委員会も憲法執行の監督機関である。多くの憲法執行監督の場面で憲法解釈が必要である。憲法解釈権は憲法執行の監督権と一緒に全国人民代表大会常務委員会に授与することで、その相乗効果が期待できる。

しかし、当初の期待は外れ、全国人民代表大会常務委員会が違憲行為を正すどころか、その憲法解釈権の行使も怠った。特に現行憲法の第三章「公民の基本的権利と義務」の条文について憲法解釈を一度も行わなかった。その結果として、憲法 38 条人格の尊厳の不可侵の規定に関する有権的解釈は見られなかった。

そのうえ、中国憲法には日本国憲法 81 条のような規定が存在しない。1954 年憲法から人民法院は単なる「法律に従い裁判権を独立行使する裁判機関」との位置づけだった。その文言から人民法院による違憲審査権及び憲法解釈権を導きだすことができない。最高人民法院は、その 1955 年の司法解釈で以下のように憲法条文が裁判規範ではないと明言した。

「…憲法はわが国の基本法、一切の法律の母法で…わが国の国家生活のもっとも重要な問題について、どのようなことが適法であるかもしくは法の定めに従い執行しなければならない、又はどのようなことが違法であるかもしくは禁止しなければならないと規定するものである。刑事分野における犯罪と量刑を如何にして判断するかを規定するものではない。したがって、…刑事判決において、憲法を犯罪と量刑の根拠とすべきではない⁽²⁶⁾」。

(25) 現行憲法 67 条 2 号および 3 号の規定、前掲注 23 参照。

この司法解釈によって、司法現場では憲法条文が裁判規範ではないという認識が形成され、現在でも根強く存在する。実際の中国の人民法院が下した判決文を読む限り、憲法条文の解釈どころか、憲法条文の引用さえ殆ど見られない。

②法律解釈（立法解釈と司法解釈）の仕組み

中国憲法には、「法律解釈」という概念があり、いわば「法律に関する有権的解釈」の意味である。法律解釈権に関しては、1954年から現行憲法までいずれも明文で全国人民代表大会常務委員会に属すると書いてある。ただ、人民法院が法律解釈を行えるかどうかについては憲法上明確な規定がない。

この点を明確するため、1955年に全国人民代表大会常務委員会はその決議で⁽²⁶⁾、最高人民法院に部分的な法律解釈権を次のように認めた。「一、法律条文そのものの限界を更に明確化する場合若しくは補充的な規定の作成が必要である場合、全国人民代表大会常務委員会はその解釈を行うこと若しくは法令を制定することによって対応するものとする。二、裁判の過程で法律の具体的な適用に関する問題は、最高人民法院がその解釈を行うものとする」。

中国の学者は上記二種類の解釈を区別するため、前者について「立法解釈」といい、後者について「司法解釈」という。

その後1981年6月10日に、全国人民代表大会常務委員会は再度同様な決議で最高人民法院の司法解釈権を確認した。また、2006年に全国人民代表大会常務委員会は、最高人民法院の司法解釈権の存在を前提として、「各級人民代表大会常務委員会監督法」制定した。この法律によれば、最高人民法院が法律に反して不当に「司法解釈」を策定した場合は、全国人民代表大会常務

(26) 1955年7月30日《最高人民法院关于在刑事判决中不宜援引宪法作论罪科刑的依据的复函》。ただし、当該司法解釈は2012年6月25日の最高人民法院の公告《废止1979年以前司法解释的决定》で失効になった。

(27) 1955年6月23日全国人民代表大会常務委員会〈关于加强法律解释工作的决议〉。

委員会が当該「司法解釈」の取消を命じることができる⁽²⁸⁾。

現在まで全国人民代表大会常務委員会が行った「立法解釈」の数は約 20 件であった。それに対し、最高人民法院が行った「司法解釈」の数は遥かに膨大で、千件以上に達したことがあり、その後の法律の改廃、社会環境の変化に伴い適時に整理、廃止されたため、2019 年 7 月の時点で有効な司法解釈は 561 件だった⁽²⁹⁾。また、2021 年 3 月 8 日の最高人民法院の周強院長の全国人民代表大会での報告によれば、2020 年に新たに発表した「司法解釈」の数が合計 28 件であった⁽³⁰⁾。

「司法解釈」の形式として、以下の二種類が多く見られる。(i) 具体的な事件の審理過程で生じた法律上の疑義につき、下級人民法院から順次上級人民法院への照会がなされることを契機として、最高人民法院から照会を行った下級人民法院に対して回答するものである。(ii) 最高人民法院が下級人民法院の具体的な事件の審理過程で生じた法律上の疑義を多数把握・整理し、具体的な事件を離れて、特定の法律、事件類型、問題における法律の適用につき解釈を行う。その体裁も法令に準じるもので、複数の抽象的なルールからなる。下級人民法院は具体的な裁判においてこれらの司法解釈を引用して、判決の根拠とすることができる。

2000 年前後、一部の憲法学者は、現有の憲法枠組の下で、人民法院の「司法解釈」と類似の方法で、人民法院による憲法解釈ないし違憲審査の可能性を検討し始め、広く関心を寄せた⁽³¹⁾。ついに、最高人民法院は、一部の学者

(28) < 中华人民共和国各级人民代表大会常务委员会监督法 > 32 条。

(29) < 最高法开展司法解释全面清理工作 > (最高人民法院の公式サイト—中国法院網 <https://www.chinacourt.org/index.php/article/detail/2019/07/id/4190568.shtml>)、2021 年 4 月 6 日最終閲覧。

(30) < 最高人民法院工作报告 > (最高人民法院の公式サイト—中国法院網 <https://www.chinacourt.org/article/detail/2021/03/id/5868576.shtml>)、2021 年 4 月 6 日最終閲覧。

(31) 费善诚:< 试论我国违宪审查制度的模式选择 >、载《政法论坛》1999 年 2 期、第 2 页; 王磊:《宪法的司法化》、中国政法大学出版社 2000 年、第 146 页。

らの熱意に影響され、齊玉岑事件判決において以下のように「司法解釈」の形で、憲法解釈を試みた。

その事件の経緯は次のようである。1990年17歳の農村出身の齊玉岑は都市部にある某公立専門学校を受験し、合格したが、その合格通知書が同級生陳氏に密かに横取りされてしまったため、合格したことを知らず、その後進学をあきらめ、出稼ぎ労働者として働いていた。陳氏は齊玉岑の合格通知書をもって、齊玉岑の名義で進学した後、銀行に就職した。10年後、齊玉岑は偶然に、陳氏が自分に成りすまして進学し、卒業後その都市で就職したことを知った。そして、彼女は、陳氏に対し損害賠償を求める民事訴訟を提起した。山東省高級人民法院は、単純な氏名権侵害事件ではなく、氏名権以外になんらかの権利根拠でより良い救済を与えようと考えて、最高人民法院に司法解釈を求めた。

その結果、最高人民法院は次のように回答した。「齊玉岑の教育を受ける権利の請求は憲法46条1項⁽³²⁾に由来するものである。…(陳氏ら)は氏名権を侵害したことによって、齊玉岑が憲法の定めにより享有する教育を受ける基本権利を侵害し、具体的な損害結果を生じさせたため、相応の民事責任を負わなければならない⁽³³⁾」。

上記最高人民法院の回答は中国国内で大きな反響を呼んだ。賛成者は上記齊玉岑事件判決を最初の憲法判例とし、最高人民法院の回答を中国における司法権による憲法解釈の開始を意味し、今後司法権による違憲審査も期待できる⁽³⁴⁾と大絶賛した。これに対し、少数意見は冷静に以下のような問題を指摘し、齊玉岑事件判決が良き憲法判例とはいえないと反論した。

(i) 民事事件で直接憲法条文を適用することが不適切で、第三者効力理論

(32) 現行憲法46条1項は「中華人民共和国公民は、教育を受ける権利及び義務を有する」と規定する。

(33) 2001年8月13日<最高人民法院关于受教育权批复>(法释〔2001〕25号)。

(34) 黄松有:<宪法司法化及其意义>, 载2011年8月13日发行《人民法院报》。

の問題がある。そもそも教育を受ける権利が民事上の権利であるかどうかとも疑問である⁽³⁵⁾。

(ii) 現行憲法によれば、憲法解釈権は専ら全国人民代表大会常務委員会に属するものである (67 条 1 号)。現行憲法には最高人民法院の憲法解釈権に関する明文規定がない⁽³⁶⁾。

(iii) 仮に最高人民法院の憲法解釈権が憲法上明文禁止されていないと理解しても、そこから最高人民法院の違憲審査権を肯定することはできない。なぜならば、現行憲法は権力分立 (check and balance) という統治原理を採用していない。全国人民代表大会が最高国家権力機関で (57 条)、最高人民法院は、全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負う (133 条)。つまり、最高人民法院の憲法上の地位は、全国人民代表大会より下である。よって、最高人民法院による違憲審査は事実上「下克上」のことで、憲法に定める全国人民代表大会の統治原理の枠組を壊すことになる。つまり、現行憲法の枠組の下では最高人民法院の違憲審査権はそもそも成り立たないものである。

上記の批判及び中国国内の政治的雰囲気の変化もあり、2008 年に、最高人民法院は上記司法解釈を廃止した⁽³⁷⁾。これによって、中国では最高人民法院による憲法解釈、違憲審査の議論が下火になってしまった。

その以降、現行憲法の枠組内において如何にして全国人民代表大会常務委員会の憲法解釈と憲法監督を改善していくかが学界の検討の主流となった。そして、学者は現行憲法 67 条 1 号の規定に基づいて、憲法解釈の申出・受理、

(35) 梁慧星：〈最高法院关于侵犯受教育权案的法释 [2001] 25 号批复评析〉、2005 年发表 (中国法学网 <http://www.iolaw.org.cn/faxuexi/showNews.asp?id=41>, 2020 年 9 月 10 日最終閲覧)。

(36) 童之偉：〈宪法司法适用研究中的几个问题〉、载《中国法学文档》2005 年 1 期、第 157 頁。

(37) 2008 年 12 月 8 日〈最高人民法院关于废止 2007 年底以前发布的有关司法解释 (第七批) 的决定〉 (法释 [2008] 15 号)

憲法解釈案の起草・審議・可決、憲法解釈の効力などに関する具体的なルールを盛り込む「憲法解釈手続法」試案⁽³⁸⁾を作成した。この試案は、中国政府に容認された。2019年12月10日の中国国内の報道⁽³⁹⁾によれば、立法機関は上記学者の試案を参考にして正式に憲法解釈に関する法案の起草作業に着手し始めた。今後このような法案が成立すれば、38条の人格の尊厳の不可侵の規定をはじめ37条～40条の人身の自由に関する憲法解釈を期待できるが、現時点では、これらの条文は人格保護において役に立たない抽象的な憲法規定に過ぎない。

2. 民事法上的人格権

(1) 「民法通則」上の1節としての「人身権」

1949年中華人民共和国が成立したと同時に、前政権の中華民国六法が廃止

(38) 韓大元：〈憲法解釋程序法的意义、思路与框架〉、載《浙江社会科学》2009年9期、第15～22頁。その枠組は概ね以下のようにまとめることができる。

①憲法解釋の申出：憲法の実施過程においてある条文規範が現実との間に齟齬が生じる場合、特定の主体は全国人民代表大会常務委員会に対し、当該条文に関する憲法解釋の申出を提出することができる。その特定主体は、國務院（最高行政機關）、中央軍事委員会（全国の武装力の統率の機關）、最高人民法院、最高人民檢察院及び全国人民代表大会が選任した各専門委員会などに限る。

②全国人民代表大会常務委員会の事務局はその憲法解釋の申出を受けた後、憲法解釋を行う必要があるかどうかを判断する。必要と判断する場合は、憲法解釋を担当する専門委員会に送付する。

③専門委員会は実質審査したうえで憲法解釋案を起草する。全国人民代表大会常務委員会は、その憲法解釋案を審議する。2／3以上の常務委員が同意した場合は、その憲法解釋が成立する。

④可決された憲法解釋は、全国人民代表大会常務委員会の決議の形で公表される。憲法の付属文書として憲法と同じ効力を有する。

(39) 莫紀宏：〈落實憲法解釋程序機制保證憲法全面實施〉、2019年11月19日記者招待會發言、新華社 <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1650630257965830334&wfr=spider&for=pc> 2020年9月10日閱覽。

された。1978 年までの三十年間、中国は鎖国に近い状態だった。国内においてソ連を手本とする計画経済を実施したため、ほとんどの経済活動は、民法の規則によらなくても行政的指令・計画に従うだけで粛々と動くことができた。その結果、民事立法の必要性が軽視され、婚姻家族関係を定める「婚姻法」以外の民事立法作業が停滞し、民法典が成立に至らなかった。裁判所で行われた民事訴訟の大半も、離婚、相続に関する事件であった。

1979 年の改革開放政策が実施された後、国際貿易の開拓及び国内の市場経済の復興の需要のため、民事立法の策定は至急な作業となった。しかし、いきなり民法典を作るのが困難なので、とりあえず契約に関する個別法⁽⁴⁰⁾ 及び「民法通則⁽⁴¹⁾」を制定することになった。

「民法通則」は以下のように民法の基本的な内容を簡潔に定めるものであった。その内容は「第 1 章：基本原則」、「第 2 章：公民（自然人）」、「第 3 章：法人」、「第 4 章：民事法律行為及び代理」、「第 5 章：民事権利」、「第 6 章：民事責任」、「第 7 章：訴訟時効」、「第 8 章：涉外民事法律関係の適用」及び「第 9 章：附則」に分けて、その条文の数が合計 156 であった。

その第 5 章「民事権利」が更に「第 1 節：財産所有権及び財産所有権と関係する権利」、「第 2 節：債権」、「第 3 節：知的財産権」及び「第 4 節：人身権」にわけていた。その第 4 節「人身権」（98 条 - 105 条）は、公民が享有する権利として生命健康権（98 条）、氏名権（99 条 1 項）、名称権（99 条 2 項）、肖像権（100 条）、名誉権（101 条）、栄誉権（102 条）、婚姻自主権（103 条）を列挙し、その侵害行為の禁止を明言したが、その権利内容と保護範囲については詳しく示さなかった。そのほか、104 条は婚姻、家庭、老人、母親、児童及び身体障害者が法律に保護されることを定め、105 条は民事権利にお

(40) 例えば、〈経済合同法〉（1981 年 12 月 13 日制定、1982 年 7 月 1 日施行、1999 年 9 月 30 日失効）、〈涉外経済合同法〉（1985 年 3 月 21 日制定、同年 7 月 1 日施行、1999 年 9 月 30 日失効）。

(41) 1986 年 4 月 12 日に全国人民代表大会で可決され、1987 年 1 月 1 日から施行された。

ける男女平等を唱えた。

「民法通則」には多くの点でソ連法の影響がみられた⁽⁴²⁾。例えば、民事主体としての自然人を「公民」と呼ぶこと、第4節の見出しを「人身権」とすることなど。ソ連法には長い間に「人格権」という概念がなかったが、ソ連の民法学説の中には「非財産的人身権」という概念を主張する少数説があった。同説によれば、この概念には名誉権などのような一身専属性のある非財産的権利と栄誉権、著作者の署名権のような一定の法律関係・事実関係に基づく非財産的身份権の二種類の権利が含まれる。同説は中国に紹介され、大いに受け入れられ、中国語で「人身権」と翻訳された⁽⁴³⁾。

「民法通則」第4節「人身権」の立法は上記の学説の影響のほか、次のような歴史的な背景もあった⁽⁴⁴⁾。当時の資料によれば、第4節にいう各権利はいずれも人身と密接な関連性がある。中国における封建国家の歴史が二千年以上あり、封建的な人身依存関係が人民の人身の自由を長く束縛していた。そのせいで人身権の意識が薄かった。それも文化大革命のなかでひどい人身侵害が多発した歴史的原因であった。現在になっても、多くの国民は人身権がどういう権利か、如何に行使するか、人身侵害を受けた場合どのような法的救済をもらえるかが分からなかった。かかる権利の重要性を突出させ、その内容を多くの者に知らしめるため、且つ、「財物」より「人」を重視する社会

(42) その原因について、次のように指摘がある。「1970年代末から80年代にかけての主要な立法は、おおむね1950年代以来継受されていたソ連の法学説を実体化したものと評することができる。つまり、50年代以来の学説の継受ののち、文革の空白期をはさんで、70年代末からようやく法典継受の時代に入ったのである。改革開放期に入ってからソ連流の法典が登場したのは、意外に思われるかもしれない。しかし、この時期の中国の立法者が立法の際に参酌しえたのは、ソ連の立法や学説だけであり、外国の支援に頼らずに法整備を行うには、ほかに選択肢はなかったのである」。(高見澤磨ほか著『現代中国法入門（第8版）』（有斐閣2019年）47頁を参照）。

(43) 王春梅：《苏联法对中国民事主体制度之影响》、法律出版社2017年、第97頁；张红：《人格权总论》、北京大学出版社2012年、第123頁。

(44) 《民法通则讲话》编写组：《民法通则讲话》，北京经济科学出版社1986年、第232頁。

主義国家としての中国民事法の特色を示すため、「人身権」は独立の節として、「財産権」関連の三節と並立して設けられたわけであった。

「民法通則」の第6章「民事責任」は、人身権侵害の民事責任を定めた。生命健康権の侵害に関する損害賠償責任（119条⁽⁴⁵⁾）を明記したほか、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権の侵害に対する差止、名誉恢復、影響除去、謝罪、並びに損害賠償の救済措置（120条1項⁽⁴⁶⁾）の請求権も認めた。また、法人の名称権、名誉権、栄誉権が侵害された場合は、前項の規定を適用することになる（120条2項）。

「民法通則」の成立は、現代中国法制史上の画期的な出来事である。中国国民の権利意識がこの法律によって目覚めたともいえる。多くの国民は、これら民事規定を根拠に民事訴訟を通じて人身権侵害の法的救済を求めてきた。ただ、上記「人身権」の立法には、次のような問題がある。(i) プライバシー権の欠落；(ii) 慰謝料のような精神的損害賠償が認められなかった；(iii) 死者に関する規定がなかった等々。

気になるのは、101条名誉権の規定が次のように「人格の尊厳」という文言を使用したことである。「公民、法人は名誉権を享有する。公民の人格の尊厳は法律の保護を受ける。侮辱、誹謗などの方法で公民、法人の名誉を毀損することは、これを禁じる」。当時の民法学説はこの文言に対する理解が狭義的で、憲法学説と同様に名誉にかかわるものに過ぎないとした。

実は、1949年以前、中国民法上の人格の意味はもっと広義的であった。1949年に中国本土で廃止された「中華民国民法」（1929年から1931年にかけて

(45) 「民法通則」119条の原文の訳文は以下のとおりである。「公民の身体を侵害し、負傷させた場合は、医療費、休暇で減少した収入、身体障害者の生活補償費などの費用を賠償しなければならない。死亡した場合、さらに葬式費用、死者生前の扶養者の必要生活費用などの費用を支払わなければならない」。

(46) 「民法通則」120条1項の原文の訳文は以下のとおりである。「公民の氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権が侵害された場合は、侵害の差止、名誉恢復、影響除去、謝罪を求めるほか、損害賠償も求めることができる」。

て制定・公布・施行）は1912年のスイス民法典を手本とし、一般的人格権（18条）のほか、氏名権（19条）、生命権、身体権、健康権、名誉権、身体活動自由権（194、195条1項）などの個别人格権を定めたものである。1949年国民党政権の台湾退却とともに、大量の法律人材も一緒に台湾に行った。「中華民国民法」はその後数回の改正を経たが現在まで引き続き台湾で有効に施行されている。台湾での人格権に関する研究も継続された。1988年から中国本土と台湾の交流の回復とともに、台湾学者の学説⁽⁴⁷⁾は中国本土で紹介された。それとほぼ同時に、中国本土の民法学者のなかでは、梁慧星教授は「人身権」という概念を疑問視し始め、「民法通則」の「人身権節」に定める権利が実質上ほとんど「人格権」であることを指摘し、ソ連民法学説上の「非財産的人身権」概念を含め、「人身権」の概念を放棄すべきであると主張した⁽⁴⁸⁾。

そして1994年にもう一人の民法学者王利明教授主編の『人格権法新論』が出版された。この本は、中国本土で1949年以来はじめて出版された人格権に関する学術書で、欧米各国および台湾の人格権に関する立法、一般的人格権・個别人格権に関する法理論、判例などを比較しながら紹介したほか、「民法通則」98条－101条及び103条について「個別的人格権」とし、104条－105条について「法的保護に値する人格利益」と解釈した⁽⁴⁹⁾。その後、王利明教授の人格権説が通説となり、「人格権」という概念は中国法で定着した⁽⁵⁰⁾。こうした学説上の変化は、司法界にも影響を及んだ。

(2) 人身権（人格権）に関する有権解釈

①司法解釈

「民法通則」の施行開始1年後、最高人民法院は、1988年の司法解釈⁽⁵¹⁾で表現行為による私事暴露というプライバシーの侵害態様について、「民法通

(47) 龍頭銘：《私法上人格権之保護》、台北中華書局1958年。

(48) 梁慧星：《中国民法経済法諸問題》、法律出版社1991年、第49頁。

(49) 王利明：《人格权新论》吉林人民出版社1994年、第29頁及び197頁。

則」101 条名誉権の規定に反する名誉毀損行為として法的救済を認めた。

また、1989 年の司法解釈⁽⁵²⁾ で有名女優の死後の名誉侵害事件において、当該女優の母親の法的救済の請求権を認めた。

さらに、1998 年の司法解釈⁽⁵³⁾ で、病歴資料などセンシティブな個人情報の漏洩というプライバシーの侵害態様について、「『民法通則』101 条名誉権の規定を参照してその救済を与えるべき」とした。

2000 年以降、ついに、最高人民法院も「人格権」という用語を使うようになった。2001 年 3 月 8 日付司法解釈⁽⁵⁴⁾ (以下「2001 年司法解釈」) の第 1 条 1 項において、以下のように司法救済に値する個别人格権を列挙した。

(50) 現在の中国法では「人身権」の概念が依然として温存されている。ただ、多くの場合は「人身権利」と表現される。たとえば中国刑法において「殺人罪」(232 条)、「傷害罪」(234 条)、「住宅侵入罪」(245 条)、「侮辱罪・名誉毀損罪」(246 条)、「個人情報侵害罪」(252 条)などは「人身権利を侵害する犯罪」(「刑法」第二編各則第四章の見出しの一部)と総称される。また、2020 年に成立した「民法典」の「総則編」では次のように「人身権利」が定められる。「民事主体の人身権利、財産権利及びその他適法的な民事権利利益が法律に保護される」(3 条前段)。ここでいう「人身権利」は、人格権及び婚姻・親子関係に基づく身份権(配偶者の権利、監護権、面接交渉権など)の両方を含む。(最高人民法院民法典贯彻实施工作领导小组编:《中华人民共和国民法典总则编理解与适用》, 人民法院出版社, 第 40 页及 563 页参照)。

(51) 最高人民法院の 1988 年 1 月 26 日付<关于贯彻执行《中华人民共和国民法通则》若干问题的意见(试行)>の 140 で、その解釈の原文の日本語訳は次のようである。「書面及び口頭等の形態により他人のプライバシーを流布し、事実を捏造し他人の人格を公然と醜悪化し、又は侮辱若しくは誹謗等の方式により他人の名誉を損ない、一定の影響をもたらした場合は、公民の名誉権を侵害する行為であると認定しなければならない」。

(52) 最高人民法院の 1989 年 4 月 12 日付天津最高人民法院宛の<关于死亡人的名誉权应受法律保护的函>。

(53) 1998 年 7 月 14 日<最高人民法院关于审理名誉权案件若干问题的解释>(法释〔1998〕26 号)。

(54) 2001 年 3 月 8 日<最高人民法院关于确定民事侵权精神损害赔偿若干问题的解释>(法释〔2001〕7 号)。

「自然人が人民法院に対し、以下の人格の権利について違法侵害を受けたことを理由に、精神的損害の賠償を求める訴えを提起した場合は、人民法院は法に従いその訴えを受理しなければならない。

- (一) 生命権、健康権、身体権；
- (二) 氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権；
- (三) 人格尊厳権、人身自由権」

また、同条2項⁽⁵⁵⁾において、プライバシーを司法救済に値する人格的利益とし、上記の個别人格権と同様な司法救済を求めることができると釈明した。

さらに、3条において、死者の氏名、肖像、荣誉、プライバシー、遺体、遺骨に関しては、その親族の精神的利益が司法救済に値するものとし、「社会公共利益、社会の道徳に反する方法で」侵害された場合、その精神的な屈辱を受けた親族に、精神的損害賠償の請求権を認めた。

上記の2001年司法解釈は、「民法通則」の「人身権」節の内容と比べて、「人身権」の代わりに「人格権」という文言を使うほか、次のような新たな内容を吹き込んだ。(i)「民法通則」にいう生命健康権を二分してそれぞれに「生命権」と「健康権」とした；(ii)「民法通則」に明文規定のない「身体権」「人格尊厳権」、「人身自由権」を増設した；(iii)精神的損害の賠償責任を人格の権利、人格利益の侵害の法的救済の方法の一つとして明記した；(iv)以前の司法解釈より一歩前進して、法的救済の範囲を死者の名誉から死者の氏名、肖像、荣誉、プライバシー、遺体、遺骨まで広げた。

これに対し、法曹界の多くが民法理論と民事訴訟実務の両面における大きな進歩だと評価し、歓迎した一方、他方において、「このような大胆な解釈は最高人民法院が本来有する司法解釈の権限を大幅に超えて行ったもので、実

(55) その規定の日本語訳は次のようである。「社会の公共利益に反する、または非道徳的な手段により、他人のプライバシーその他の人格的利益を侵害した者を相手に、被害者が不法行為侵害として精神的損害賠償を求める訴えを提起した場合は、人民法院は法に従いその訴えを受理しなければならない」。

質的な立法行為ではないか⁽⁵⁶⁾」との指摘もあった。

そして、2001 年司法解釈の策定に携わった最高人民法院の裁判官は、論文を發表し、上記の司法解釈の理由及び法的根拠を次のように説明した⁽⁵⁷⁾。

「身体権」については、実際には生命健康に直接に被害が及ばない「他人の身体に傷をつけた」事件（例えば強制献血、強制墨入れ、強制髪切りなど）が発生した。しかし、現有の「生命健康権」規定は、これらの事件に対応できなかった。仕方がなく「民法通則」119 条の生命健康権の損害賠償責任の規定にある「他人の身体に傷をつけた」という文言に基づいて拡大解釈した結果、「身体権」を考え出した。

「人身自由権」「人身尊厳権」については、一部のスーパーが、万引きの防犯措置として、顧客に対し違法な身柄拘束、違法な所持品捜査などを行ったことがあった。そのため、「消費者權益保護法」25 条の人身自由不可侵規定及び 14 条の人身尊厳不可侵の規定⁽⁵⁸⁾ は、このような違法行為の禁止規定を設けた。「人身自由権」と「人身尊厳権」は、上記の規定に由来するものである。

また、2001 年司法解釈 1 条 1 項に列挙された諸権利の関係について、次のように述べた。「人身尊厳権」は、一般的人格権である。ほかの人格の権利は個別的人格権である。具体的な侵害事件の処理にあたって、まず個別的人格権の規定を適用する。個別的人格権に該当しないが、法的救済が必要な場合は、「人身尊厳権」の侵害として、法的救済を与えることができる。

(56) 楊立新：《人身权法论（修订版）》、人民法院出版社 2001 年、第 52 頁。

(57) 陈现杰：〈人格权司法保护的重大进步和发展《关于确定民事侵权精神损害赔偿责任若干问题的解释》的理解与适用〉、载 2001 年 3 月 28 日发行《人民法院报》。

(58) 1993 年「消費者權益保護法」第 25 条の日本語訳は、次のようである。「經營者は消費者に対し侮辱もしくは誹謗してはならず、消費者の身体及び所持品を捜査してはならず、消費者の人身の自由を侵害してはならない」。また第 14 条の日本語訳は、次のようである。「消費者が商品の購入、使用若しくはサービスの購入において、人格の尊厳、民族の風習を尊重してもらう権利を有する」。

プライバシーその他の人格的利益の根拠条文は、「民法通則」7条に定める民法基本原則——「社会的道德の遵守」にある⁽⁵⁹⁾。実際に起こった覗き見た事件（他人の寝室で監視カメラを設置し、他人の私生活を盗撮するなど）は、まさに社会的道德に反する行為なので、この7条を根拠に、被害者に救済を与えることができる。

以上の最高人民法院の裁判官の文章を読む限り、その説明が少し強引だという印象は否めないが、法的救済を積極的に与えようとした姿勢を窺うことができる。

その後の2003年の司法解釈で、最高人民法院は、従来の民法総則119条に定める生命健康権の損害賠償の計算基準が抽象的に過ぎ、計算金額が少な過ぎるという問題を解決するために、生命権、健康権、身体権侵害の賠償基準（死亡賠償金、障害賠償金、被害者の扶養対象となる者の生活費、慰謝料を含む各関係費用の計算方法）、責任の負担を詳細に釈明した⁽⁶⁰⁾。その結果、裁判で実際に認められた賠償金額は大幅に増えた。

ちなみに、2009年に「民法典」の「不法行為責任編」の試作として作られた「不法行為責任法」の2条⁽⁶¹⁾において、「プライバシー権」ははじめて法律上の権利として認められた。

2014年になって、最高人民法院は、インターネットの利用による人格権侵

(59) 「民法通則」7条は、日本民法上の公序良俗原則に相当する規定である。日本語訳文は以下のとおりである。「民事活動においては、社会の道德を尊重しなければならず、社会の公共利益を害し、国家経済計画を破壊し、社会経済秩序を乱してはならない」。

(60) 2003年12月26日<最高人民法院关于审理人身损害赔偿案件适用法律若干问题的解释>(法释[2003]20号)。

(61) 中国語名称は「侵權責任法」である。その2条の日本語訳文は以下のとおりである。「民事權益を侵害した場合、本法に従い不法行為責任を負わなければならない。本法にいう民事權益は、生命権、健康権、氏名権、名誉権、榮譽権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、後見権、所有権、用益物権、担保物件、著作権、特許権、商標専用権、発見権、持分権、相続権等の人身、財産權益を指す」(アンダーラインは本稿執筆者が引くものである)。

害事件が多発した状況に鑑み、その司法解釈⁽⁶²⁾で、インターネット上の名誉毀損行為及び個人情報の違法公開行為⁽⁶³⁾をめぐる民事責任の認定及び救済方法を詳細に釈明した。

このように、最高人民法院の司法解釈は中国法上の人格保護内容の発展に多大な貢献をした。このような実績の蓄積に基づいて、2017 年、「民法典」の「総則編」としての「民法総則」は、その第 5 章民事権利のなかで、以下のような規定を設けた。ここにおいて、「身体権」ははじめて法律上の権利として明記された。

「自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律による保護を受ける」(109 条)。

「①自然人は生命権、身体権、健康権、姓名権、肖像権、名誉権、栄養権、プライバシー権、婚姻自己決定権などの権利を享有する。②法人、非法人組織は名称権、名誉権及び栄誉権を享有する。」(110 条)。

「自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織若しくは個人は、他人の個人情報を取得する必要のある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を違法に収集し、使用し、処理し、又は伝送してはならず、かつ、他人の個人情報を不法に売買し、提供し、又は公開してはならない」(111 条)。

(62) 2014 年 8 月 21 日〈最高人民法院关于审理利用信息网络侵害人身权益民事纠纷案件适用法律若干问题的规定〉(法释〔2014〕11 号)。

(63) その原文の日本語訳はそれぞれ以下のとおりである。「インターネット利用者若しくはインターネットサービス提供者が、誹謗、悪口等の手法を使い、事業者への大衆信頼を毀損し、その製品及びサービスの社会評価を低下させたため、事業者がインターネット利用者若しくはインターネットサービス提供者に対し不法責任を請求する場合は、人民法院は法に従いこれを支持しなければならない。」「インターネット利用者若しくはインターネットサービス提供者がインターネットを利用して、自然人のゲノム情報、病歴資料、健康検査資料、犯罪記録、家庭住所、私事活動などの個人プライバシー及びその他個人情報を公開して、他人に損害を生じさせ、被害者が不法責任を請求する場合は、人民法院は法に従いこれを支持しなければならない…。」

②立法解釈

近年、全国人民代表大会常務委員会が憲法、法律解釈の権力行使を怠っているという批判をかわすため、以前より積極的に立法解釈を行う傾向がみられるようになった。2014年、全国人民代表大会常務委員会は「民法通則」99条に定める氏名権について、はじめての民事法に関する立法解釈を行った。その背景には、以下のような「北雁雲依」事件があった。

2009年山東省済南市在住の夫婦呂さんと張さんの間に女の子が誕生した。呂さんは、新生児の戸籍登録の際に、娘の苗字の欄に、自分の「呂」又は妻の「張」ではなく、中国人の苗字のなかに存在しないもの—「北雁」とした。理由は、夫婦とも漢詩の愛好者で、娘の氏名に「北雁雲依」をつけるつもりである。これに対し、行政機関は、「婚姻法」22条の「子の苗字は、父親の苗字又は母親の苗字に従う」の規定を根拠に、子の苗字が父母以外のものをつけてはならないという理由で呂さんの新生児戸籍登記を受理しなかった。そして、呂さんは行政機関の不受理行為が「民法通則」に定める氏名権を侵害したという理由で、違法確認判決を求める行政訴訟を起こした。そこで、済南市の法院は最高人民法院に対し、氏名権に関する司法解釈を求めた。しかし、最高人民法院の内部には、親による「北雁」という苗字の選択の自由を氏名権の一内容として認めるべきかどうかをめぐって意見が大きく分かれた。この事件はマスメディアに大きく報道され、社会的関心事となった。

結局、全国人民代表大会常務委員会は、2014年11月1日付決議の方式で以下のような氏名権に関する立法解釈を行った。

「公民は法により氏名権を享有する。…民法通則99条1項と婚姻法22条の規定のほか、民法通則7条、即ち社会公認の道徳を尊重し、社会公共利益を損害してはならないとの規定を遵守しなければならない。中華传统文化のなかに、「氏名」の「氏」、即ち苗字は血縁の伝承、倫理秩序及び文化伝統を表すもので、公民の苗字の選択行為は公序良俗にかかわるものである。公民が父親又は母親の苗字に従うとの原則が中華の传统文化と倫理観に合致し、大

多数の公民の願望及びその実際の行動とも合致する。それと同時に、社会の実際状況に鑑み、公民が正当な理由があればほかの苗字を選ぶことができるチャンスを残す必要もある。よって、民法 99 条 1 項と婚姻法 22 条について以下のとおり解釈する。

公民は法により氏名権を享有する。公民は氏名権を行使する際に、社会公認の道徳を尊重し、社会公共利益を損害してはならない。公民は原則として父親又は母親の苗字に従うが、以下の情状のいずれに該当する場合、父親及び母親の苗字以外の苗字を選択することはできる。

- (一) その他直系血族の尊属の苗字
- (二) 法定扶養者以外の者の扶養を受けるためその扶養者の苗字
- (三) 公序良俗に反しないその他正当な理由

少数民族の苗字は本民族の文化伝統及び慣習に従う。」

済南市の法院は、上記立法解釈を受け、原告の主張が上記立法解釈に定める苗字選択できる事由のいずれにも該当しないという理由で、原告の訴えを退けた。その判決のなかには、「公序良俗に反しないその他正当な理由」に関する積明部分以下のようなものである⁽⁶⁴⁾。

「子女による父母の苗字の継承は、社会的管理の効率改善に役立つもので、管理機関やその他社会構成員に、苗字の使用者の社会的関係に関する初歩的な判断を下すための便宜を提供するものでもある。もし苗字の任意選択ないし恣意的な創作を認めると」、社会管理のコスト、リスク及び不確実性を増加させてしまう結果になる。

「次に、公民の苗字の選択行為は公序良俗に関わるものである」。中華伝統文化のなかで、「氏名」の「氏」、即ち苗字は、「名」と異なり、客観的に伝承され、祖先から伝授されたものである。これに対し「名」は、主観的に創作

(64) 指导案例 89 号——“北雁云依”诉济南市公安局历下区分局燕山派出所公安行政登记案 (最高人民法院审判委员会讨论通过 2017 年 11 月 15 日发布)

可能で、個人の好み、人格特徴、尊属の望みを表現できるものである。苗字伝承に対する重視及び尊重は、血縁関係、親族関係を表すためだけではなく、中華伝統文化のベアラーのためでもある。「公民が個人の好みでわがままに苗字選択ないし苗字創作すれば、文化伝統及び倫理観念に衝撃を与え、社会善良風俗と道徳に違反する事態を招いてしまう」。

もともと中国は夫婦別姓の伝統があるので、日本民法750条のような夫婦入籍時の苗字決定の問題が存在しないが、上記の立法解釈と判決理由を読むかぎり、血統及び扶養関係の存在以外の理由で苗字を選択（創作）する余地はほとんどないと言える。

(3) 「民法典」上の人格権

①立法経緯

中国では、2000年前後から民法典の起草作業が始まった。その過程において、編の構成をめぐる大きな議論があった。公式に発表された草案には「総則編」、「物権編」、「契約編」「婚姻家庭編」「相続編」「不法行為責任編」と並んで、人格権に関する規定をまとめる独立編としての「人格権編」があった。

一部の学者は、人格権に関する規定を「総則編」若しくは「不法行為責任編」のなかの1章としたほうが得策であると考え、人格権の独立編建てに反対した。その代表的な反対理由は、以下のようにまとめることができる⁽⁶⁵⁾。

(i) 人格権は物権、債権と異なり、一身専属性、譲渡・相続・放棄不能という性質があり、物権、債権と同列に扱うべきではない；

(ii) 「総則編」にある法律行為、代理、訴訟時効などの制度は「人格権編」に適用されうるか否か疑問である；

(iii) 大陸法系の先進国の民法典のなか、人格権を独立編にする国は存在しない。世界中唯一人格権を独立編にするのは2003年の「ウクライナ民法典」で、

(65) 梁慧星：〈中国民法典中不能设置人格权编〉、载《中州学刊》2016年2期、第48页。

その第 2 編「自然人の非財産的個人権利」には、生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、移住の自由、職業選択の自由、学問の自由、結社の自由などを明記した。しかし、移住の自由、職業選択の自由、学問の自由、結社の自由などは人権の内容で、人格権の内容ではない。人権問題の救済は民法典の本来の役割ではない。民事救済手段の濫用のせい、そのあとのウクライナの政治混乱（オレンジ革命）に拍車をかけた。したがって、「ウクライナ民法典」がよい例とはいえず、参考にすべきではない。

これに対し、人格権の独立編建てを支持する学者らは以下のように反論した⁽⁶⁶⁾。

(i) 「人格権編」の独立編建ての目的は政治的内容をもつ権利を取り込むためではなく、「民法通則」の独立節建てとの連続性を維持するためである。今まで中国の人格権保護の実績を見る限り、人格権を物権、債権などの財産権と同列にしても実務上特に問題が生じなかった。

(ii) 「人格権編」の独立編建ての目的は、民法における人格権の重要性を唱えるほか、「裁判官へ整合性ある明晰な裁判規範を提供する」ためでもある。今まで蓄積してきた人格権に関する立法、司法解釈、判例法理を全面的に成文化した結果、人格権に関する条文数は 50 以上に達した。仮に「総則編」(計 203 条)あるいは「不法行為責任編」(計 97 条)のなかで人格権に関する条文を独立した 1 章として加えると、この 1 章の条文数が全体に占める割合が大きすぎて、「総則編」あるいは「不法責任編」の全体のバランスを崩れさせるおそれがある。さらに、内容からみれば、人格権の規定は、「不法行為責任編」あるいは「総則編」の規定内容と相性が合わない部分も多い。例えば、人格権に基づく救済は「不法行為責任編」に定める債権に基づく救済と性質上異なるものである。また、「総則編」の立法ロジックは概括かつ原則的な条

(66) 王利明：〈论人格权独立成编的理由〉、载《法学评论》2017 年第 6 期、第 1 頁。

文を定めることである。詳細な権利内容を定める人格権規定はこの立法ロジックと相容れない。

(iii) 日本、ドイツ、フランスなどの先進国では、民法典に100年以上の歴史があったので、その編成及び内容に大きな修正を加えるのが簡単なことではなかった。裁判官は仕方がなく憲法、民法上の抽象的な条文を頼り、自身の見識に基づき大胆な解釈を行うことによって人格権保護を図ってきた。膨大な数の人格権判例によってその裁判法理を一応形成させたが、裁判官の判断基準の不一致問題、法の安定性問題、司法の統一性問題などがあった。中国の事情がこれらの国と異なり、ちょうど一から「民法典」を制定するので、既存の体裁などからの束縛が少なく、新たな編建てにとってはいいチャンスである⁽⁶⁷⁾。

議論の結果としては、人格権の独立編建ての賛成意見が多かった。「民法典」は2020年5月28日に全国人民代表大会で可決され、2021年1月1日から施行された。これにより、それ以前の「民法通則」、「民法総則」「不法行為責任法」「婚姻法」などの個別法はすべて廃止された。「民法典」における人格権に関する規定の配分は、以下のようである。

「民法総則」第5章「民事権利」の109条～111条人格権に関する原則規定は、そのままに「総則編」第5章「民事権利」109条～111条とされた。

人格権に関する詳細な内容のうち、人格権の性質に関する一般規定、各個別人格権に関する権利内容、人格権に基づく救済の内容及び個人情報保護、献体・ヒトゲノムなど人格権の延長線上の保護内容（計51条）は「人格権編」（989条～1039条）に収められた。

人格権及び人格利益の侵害の損害賠償（精神的損害を含む）に関しては、債権に基づく救済で、不法行為の損害賠償と同質なものと思われるため、「不

(67) 王利明：〈体系创新：中国民法典的特色与贡献〉、载《比较法研究》2020年4期、第6页。

法行為責任編」第 2 章「損害賠償」のなか (1179 条～1183 条) に定められた⁽⁶⁸⁾。

②「人格権編」の内容

上述したように「民法典」上の人格権規定の大半が第 4 編「人格権編」に定められているため、本稿では、以下のように章別でその内容を紹介する⁽⁶⁹⁾。

(a) 第 1 章「一般規定」(989 条～1001 条)

(ア) 人格権の定義及び享有主体

まず、人格権の定義について、「民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権及びプライバシー権などの権利の総称である」(990 条 1 項) と規定する。そして、一般的人格権の定義について、「自然人は、人身の自由、人格の尊厳に基づいて生じたその他の人格的な権益を享有する」(990 条 2 項) と規定する。人格権がまだ発展途中の権利で、今後新たな人格権益が出現する場合、たとえ人格権編に相応な規定がなくても、990 条 2 項に基づいて司法救済を与えるために設けられたものと解釈される⁽⁷⁰⁾。

また、人格権の享有主体としては、法人、非法人組織は名誉権、栄誉権、名称権しか享有できない (110 条 2 項)。自然人は、すべての個别人格権ないし一般的人格権を享有することができる (110 条 1 項及び 990 条 2 項)。死者は人格権の享有主体ではない⁽⁷¹⁾。

(68) 「不法行為責任編」には人身損害賠償金の算定方法 (1179 条)、死亡賠償金の算定方法 (1181 条)、人格侵害にもたらした財産的損害の算定方法 (1182 条)、及び被害者の精神的損害賠償の請求権 (1183 条) などの規定がある。

(69) 「人格権編」を紹介した日本語資料として、以下のような先行研究がある。胡光輝『中華人民共和國民法典—立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版株式会社 241 頁、湯野基生「中国民法典とその人格権編」『外国の立法』286 巻 2020 年 12 月、112 頁。本稿の一部の日本語訳は上記先行研究を参考したものである。

(70) 楊立新：《人格権法》、法律出版社 2020 年、70 頁。

ただ、「死者の氏名、肖像、荣誉、プライバシー及び遺体等が侵害されたときは、その配偶者、子又は父母は、法の定めるところにより、侵害行為者に民事責任を負うよう請求することができる」(994条)。

(イ) 人格権の性質及びその商業的価値

人格権の性質について「人格権は放棄、譲渡又は相続してはならない」(992条)とする一方、他方において、「民事主体は、法律の規定又はその性質上ライセンス不能の場合を除き、自己の氏名、名称、肖像等を他人にライセンスすることができる」と定める。つまり、人格権の一身専属性を原則としながら、可能な限りその商業的価値を肯定し、自然人にその氏名権、肖像権の商業的価値に基づくライセンス権を認める。ライセンス契約の条項をめぐる紛争が起こった場合は、氏名権・肖像権者に有利な解釈することになる(1021条、1023条)。唯一の例外として、法人など組織の名称権は譲渡可能である(1013条)。

(ウ) 人格権に基づく救済請求

救済方法としては、「事前の差止請求権」(997条)及び「侵害の差止請求権、妨害の解除、危険の消去、影響の消去、名誉回復、謝罪の請求権」(995条)があり、且つ、後者の場合、訴訟時効を適用しない。

さらに、救済請求の認定においては、生命権、身体権及び健康権にかかわる場合は、侵害者の過失を含む考慮すべき要素を特に要求しないが、生命権、身体権及び健康権以外の人格権の場合は、人格権に基づく救済請求の認定において、「侵害者及び被害者の職業、侵害行為の影響範囲、過失の程度並びに

(71) この規定は、2001年の司法解釈の関係規定を取り入れたものと思われる(前掲注54参照)。当時、同司法解釈の策定に携わった最高人民法院の裁判官は、死者の人格権の否定理由について、次のように説明した。「自然人がなくなった後、その人格的要素は依然としてその生存している配偶者、父母、子及びその他親族に影響を与えつつあり、その生存者の精神的利益の重要部分をなす。死者の人格に対する侵害は、事実上生存者の精神的利益及び人格尊厳への侵害である。死者の人格への救済目的は、生存者の精神的利益及び人格尊厳の保護にあるからである」(陈现杰、前掲注57参照)。

侵害行為の目的、方法、結果などの要素を考慮しなければならない」(998 条)。

(エ) 人格権と表現の自由などの権利の衝突の調整

権利衝突の調整ルールとして「公共の利益のために、ニュース報道、世論監督などの行為を実施するときは、民事主体の氏名、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用することができる」(999 条)と明記する。合理的な使用は、権利侵害の免責事由となる。

(b) 第 2 章「生命権、身体権、健康権」(1002 ~ 1011 条)

まず自然人の「生命の安全及び生命の尊厳」(1002 条)、「身体の完全及び行動の自由」(1003 条)、「身心の健康」(1004 条)は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならないと掲げる。

ここで注意に値するのは、身体権の内容は、2001 年の司法解釈と異なり、身体組織の完全性のほか、人身の自由も含むことである。したがって、違法拘禁、違法身体捜査(1011 条)ないしセクハラ(1010 条 1 項)も、身体権侵害行為と見なされる。

また、医学研究分野にかかわる生命権、身体権、健康権の問題について、以下のような規制がある。

(i) 細胞・献体・臓器提供について、その売買は一切禁止となり、その売買契約は無効である(1007 条)。完全行為能力者による自分の書面意思に基づく無償提供は、適法な提供方法と認める。又は自然人が生前にその提供について同意しない意思表示をしなかった場合でも、当該自然人の死後、その親族全員による共同書面の提供決定が、適法な提供方法として認める(1006 条)。

(ii) ヒトの遺伝子、胚胎等に関する研究については、法令⁽⁷²⁾を遵守し、人体の健康を危害してはならず、倫理道徳に反してはならず、公共の利害を害してはならないという原則を明記する(1009 条)。

(iii) 科学目的の臨床試験については、関係の許可手続を行うほか、被験者、

被験者の後見人に対し、実験目的・リスク等を説明し、書面でインフォームドコンセントを得ることを必要とする (1008 条)。

最後、生命権、身体権、健康権に関連して以下の規定がある。

(i) 生命権・身体権・健康権が危険な状態に陥った自然人に対し、法的救助義務を有する組織・個人は遅滞なく救助しなければならない (1005 条)。

(ii) 所属先は、職権、従属関係などに乗じるセクハラ行為を無くすため、合理的な予防、苦情処理及び調査対処などの措置を講じなければならない (1010 条 2 項)。

(c) 第 3 章「氏名権・名称権」(1012 条～ 1017 条)

自然人の氏名権については、原則として公序良俗に反しない範囲内に「自己の氏名を法に従い決定し、使用し、変更し、又は他者へ使用のライセンスをすることができる」(1012 条) とする。名の選択に関しては、特別な規定がないが、氏の選択に関しては、前述した 2014 年の立法解釈の内容そのまま条文に取り入れた (1015 条)。

また、法人・非法人の名称権については、「法により自己の名称を決定し、使用し、変更し、譲渡し、又は他者へ使用のライセンスをすることができる」(1013 条)。

そして氏名権・名称権の侵害行為として「干渉行為、盗用行為、詐称行為」は禁止される (1014 条)。ひいて、一定の社会知名度がある芸名、筆名、訳名、ネットユーザー名などの、本来の氏名や名称以外の呼び名については、他者

(72) この分野の法規制の背景には、2018 年中国の科学者である賀建奎氏が勝手に「ゲノム配列を編集する技術を用いて、世界で初めてヒト受精卵に遺伝子操作実験を行った」という事件があった。これまで倫理規制の方針を取ってきた中国政府は、この事件を教訓に、方針を変更し、2019 年「人類遺伝資源管理条例」(日本の政令に相当する) を制定し、ヒトの遺伝子、胚胎等研究において必要な行政許可手続を遵守しなければならないなどの法的規制を制定した。

の勝手な使用などにより公衆に誤解を生じさせるに足りる場合には、氏名権・名称権の規定を参照して保護を受けることができる (1017)。

(d) 第 4 章「肖像権」(1018 条～1023 条)

まず、肖像について「映像、彫刻、絵画等の方式を通じて一定の媒体において反映される特定の人を識別できるイメージ」と定義し、自然人の肖像権の権利内容について「自己の肖像を制作、使用、公開又は他人による使用のライセンスをすることができる」(1018 条)と定める。

法律上禁止される肖像権侵害行為を次のように列挙する。(i) 醜悪化・汚損又は情報技術手段を用いた偽造等の方法による肖像権の侵害；(ii) 肖像権者の同意を得ずにその肖像を作成し、使用し又は公開する；(iii) 肖像作品の権利者であっても、その肖像権者の同意を得ずに、発表、複製、発行、レンタルもしくは展示等の方法でその肖像を使用又は公開する (1019 条)。

ただ、「合理的な実施行為」に該当する場合は、仮に肖像権者の同意を得なくても民事責任が免除される。具体的にいえば、個人の学習、学校授業、研究のための使用；ニュース報道のための制作使用；法執行のための制作使用；公共の場所の録画のための不可避的な使用、公共利益又は肖像権者の権益のためその他の使用 (1020 条) がある。

ちなみに、自然人の音声の保護も、上記肖像権の規定を参照し適用する (1023)。

(e) 第 5 章「名誉権及び栄誉権」(1024 条～1031 条)

名誉については自然人、法人、非法人組織の「品性、名声、才能、信用等に対する社会的評価である」と定義し、「いかなる組織又は個人も、侮辱、誹謗等の方式で他人の名誉権を侵害してはならない」と定めるが、栄誉⁽⁷³⁾については特に定義せず、単に「民事主体は、栄誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、他人の栄誉称号を違法にはく奪してはならず、他人の栄誉を誹

「謗中傷し、毀損してはならない」と定める。

名誉権保護と表現の自由の関係については、以下のように定めている。

ニュース報道、世論監督などの公共の利益を目的とする表現行為の場合は、名誉に影響があっても、民事責任は問われない。ただし、事実の捏造・歪曲、事実と大きく異なる内容に対し合理的な事実検証の怠り、侮辱的な言葉の使用があった場合を除く（1025条）。事実検証の怠りがあるかどうかの判断において、情報源の信頼性、必要な内容調査の有無、内容の時限性、公序良俗の関連性、検証能力及び検証コスト、名誉毀損の予見可能性の要素を考慮しなければならない（1026条）。

実在の人物を対象とする文学芸術の創作行為の場合は、侮辱・誹謗などの方法でその人物の名誉を毀損すれば、民事責任が問われる。ただ、特定の人物を対象とせず、単なるあらすじが部分的に類似する場合は、民事責任が問われない（1027条）。

そのほか、信用評価について、名誉権の延長線上の問題として、次のような定めがある。自然人、法人、非法人組織は自分の信用評価に対する開示請求権、不当な信用評価に対する異議提出権、訂正・削除請求権を有する。信用評価者は遅滞なく確認、相応な措置を取る義務を負う（1029条）。

（f）第6章「プライバシー権と個人情報の保護」（1032～1039条）

まず、プライバシー権について、「自然人の私生活の安寧及び他人に知られたくない私的な内密空間、私的な内密活動、私的な内密情報⁽⁷⁴⁾」と定義し、「い

(73) 通説によれば、榮譽は、名誉と異なり、社会的評価ではなく、国家や社会団体が特定の個人、組織に対し、その功績を表彰するために与える美称のことである。（王利明：《人格权法（第二版）》、中国人民大学出版社2016年、第282頁）。

(74) この部分について、中国語原文が「私密空間、私密活動、私密情報」となっているが、「プライベートな空間、活動、情報」と訳する者もいる。（胡光輝、湯野基生、前掲注70を参考）。本稿は原文の原意に沿ってその秘密性をより強調するために「私的な内密空間・活動・情報」と訳した。

かなる組織又は個人も詮索、侵入、暴露、公開等の方式によって他人のプライバシー権を侵害してはならない」と掲げる（1032 条）。

そして、法律上禁止する具体的なプライバシー権の侵害行為を次のように列挙する（1033 条）。（Ⅰ）電話、ショートメール、インスタントメッセージ、電子メール、チラシ等の方式による他人の私生活の安寧への侵害；（Ⅱ）他人の住宅やホテル部屋などの私的な内密空間への侵入、撮影及び覗き見；（Ⅲ）他人の私的な内密活動の撮影、覗き見、盗聴、公開；（Ⅳ）他人の身体の内密な部位の撮影、覗き見；（Ⅴ）他人の私的な内密情報の取扱い；（Ⅵ）その他プライバシー侵害行為。ただ、上記（Ⅰ）～（Ⅵ）のいずれかに該当するにもかかわらず、法律に別途規定がある場合又は権利者の明確な同意がある場合は、民事責任が問われない（1033 条）。

現在の情報技術環境の下で、プライバシー権の侵害態様も多種多様で、法律上列挙し切れないため、1033 条（Ⅵ）のような包括規定をおくのが得策だと思う。

中国では、現時点で、個人情報保護法はまだ制定されていない⁽⁷⁵⁾。そのため、「人格権編」は、プライバシー権の延長線上の問題として個人情報保護に関する基本内容も盛り込んでいる。

個人情報について「電子又はその他の方式で記録され、単独又はその他の情報と結合して、特定の自然人を識別できる各種情報をいい、自然人の氏名、

(75) 現時点では、民間部門の個人情報の取扱いに関しては、「消費者権益保護法」に定める消費者個人情報の保護規定によって断片的に規制されている。2003 年から「個人情報保護法」の起草作業が始まったが、その後一時中断し、2018 年から本格的な立法作業が再開した。2020 年 10 月 21 日に立法グループは全国人民代表大会の公式サイトで初めて「個人情報保護法（草案）」を公表し、一か月間のパブリックコメント募集をしていた。その後、正式な審議日程に入った。中国の立法手続を定める「立法法」の規定によれば、法案が法律として成立するまで少なくとも 3 回の審議が必要である。2021 年 3 月 17 日の全国人民代表大会常務委員会で既に 1 回目の審議が行われたので、後 2 回の審議が残る。早ければ、2022 年に成立する見込みがある。

生年月日、身分証明書の番号、生体認証情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報及び行動軌跡情報等を含む」と定義し、「法律による保護を受ける」と明記する (1034 条 1 項)。

プライバシーと個人情報の重なる部分——個人情報のなかのセンシティブなプライベート情報に関しては、個人情報保護に関する規定よりプライバシー権に関する規定を優先的に適用する (1034 条 2 項)。

収集、蓄積、使用、加工、伝送、提供、公開などを含む個人情報の取扱いにあたって「適法性、正当性、必要性」の三原則に従うこと、過度に取り扱わないことを要求するほか、(I) 本人の同意の取得；(II) 情報取扱規則の公開；(III) 情報取扱の目的、範囲及び方法の明示；(IV) 法令及び双方の約定に反しないという条件 (1035 条) もすべて満たす必要がある。

個人情報取扱者の義務として、守秘義務、同意なく第三者への提供を禁止する義務、内容正確性の確保義務、安全確保義務、漏洩などの報告義務などがある (1038 条)。

個人情報の免責事由について、「同意の範囲内の合理的な取扱い」、「公開済みの個人情報に対する合理的な取扱い (本人の明確な拒否がある又は当該個人情報の取扱いが本人の重大な利益の侵害になる場合を除く)」、「公共の利益若しくは本人の権益の保護のための合理的な取扱い」を挙げる (1036 条)。

個人情報主体の権利に関しては、自己情報に対する閲覧・複製請求権；誤り情報に対する異議・訂正請求権；違法取扱いに対する削除請求権がある (1037 条)。

最後に、国家機関の勤務者の職務遂行過程において知り得た自然人のプライバシー及び個人情報の守秘義務を明記する (1039 条)。

③「人格権編」の内容に関する指摘

以上のように、「人格権編」が人格権保護を強化する豊富な内容を収めることができた。ただ、以下のような問題指摘もあった。

(i) 栄誉権は、国又は社会団体が一定の功績の事実によって与え、特定の事由によってはく奪することも可能なものである。名誉権と異なり、人格権の一身専属性を持たないので、人格権ではない。栄誉権が個别人格権の一つとして扱われてきたのは「民法通則」からの立法ミスで、関係規定を「人格権編」からいち早く取り除くべきである⁽⁷⁶⁾。

(ii) 人格権は自然人だけ享有する権利で、法人その他組織まで人格権を正面から認める必要はない。法人その他の組織の名誉権、名称権の保護の究極的な目的は財産利益の保護にあり、990 条 2 項に定める人格権の根本的な理念——「人身の自由と人格の尊厳」と性質上異なるものである。知的財産権、不正競争防止法による法人などの名誉権、栄誉権、名称権の保護が本筋であるが、仮に「人格権編」でその保護を図ろうとしても、その最後に「法人その他の組織の名誉、栄誉、名称の保護に関しては、本編の名誉権、栄誉権、名称権の規定を準用する」という条文で対処すべきである⁽⁷⁷⁾。

(iii) 「人格権編」に定める人格権に基づく差止と「不法行為責任編」に定める債権に基づく差止 (1167 条⁽⁷⁸⁾) の区別がわかりにくい。法理上、前者は訴訟時効を適用せず、侵害者の過失を要件とされないが、後者は訴訟時効を適用し、侵害者の過失を要件とされる。

しかし、「人格権編」は、人格権に基づく救済請求権の訴訟時効の不適用を明記するが、「過失」の要件について、非常に曖昧な表現である。「人格権編」の 998 条は、生命権、身体権及び健康権以外の人格権の救済認定においては、「過失程度」を考慮要素としている。この「過失程度」は、「不法行為責任編」

(76) 刘凯湘：〈民法典人格权编几个重要理论问题评析〉、载《中外法学》2020 年 6 期、第 31 页。

(77) 温世杨：〈民法典人格权编草案评议〉、载《政治与法律》2019 年 3 期、第 4 页。

(78) 1167 条の日本語訳文は次のようである。「不法行為が他人の人身、財産の安全に危害を及ぶ場合は、被害者は加害者に対し、差止、妨害排除、危険消去などの不法行為責任を負うよう求めることができる」。

の1165条（「行為者が過失によって他人の民事権益に損害を与えた場合、不法行為責任を負わなければならない」）にいう「過失」と同様なものであるかどうかがよくわからない。「過失程度」という要素の存在は人格権に基づく救済と債権に基づく救済を混同してしまうので、削除すべきである⁽⁷⁹⁾。

以上の指摘に加え、本稿は、以下のように第6章においてプライバシー権の保護と表現の自由との調整規則を欠くとの問題も見過ごすことができないと思う。

もっとも、法理上の解釈としてプライバシー権の保護と表現の自由の調整において、第1章「一般規定」に定める合理的利用原則（999条）を引用することが可能であり、第6章に定める個人情報の合理的な取扱規定（1036条）に参考して解釈すれば、本人の同意を得た場合、既に公開された個人情報（本人の明確な拒否がある又は当該個人情報の取扱が本人の重大な利益の侵害になる場合を除く）、公益もしくは本人の権益のための場合に該当すれば、その合理性が認められ、プライバシー権の侵害責任は問われない可能性もある。しかし、プライバシー権の保護と表現の自由との調整において、合理的利用原則だけで充分ではなく、「公人理論」も必要である。つまり、表現の内容が社会的な影響力がある者（公人）の私生活に関わる場合は、表現の自由の保護へ傾くべきである。少なくとも表現行為のプライバシー権の侵害責任を問う際に公人と一般人を同じように扱うことはできないという方針を示すべきである。

3 民法と憲法の間をめぐるとの議論

(1) 民法と憲法の間

上述した人格権の発展軌跡から、中国における憲法と民法の間を一端を窺うことができる。それと日本における憲法と民法の間を比較すると興味

(79) 刘凯湘、前掲注76。

深いものが現れる。日本の場合は、民法典は 100 年あまり前の明治時代に制定されたものであるに対し、日本国憲法は戦後に制定されたものである。民法典は日本国憲法より古いため、裁判所は、憲法上の抽象的規定（13 条の幸福追求権など）を解釈し、戦後の新たな価値観を民法上の一般的規定（90 条の公序良俗など）に吹き込む（いわば間接的適用）ことによって、新しい問題を対処してきた。日本のみならず、ドイツも同様な現象（いわば *constitntionaltsatlon* 民法の憲法化現象）が見られる⁽⁸⁰⁾。

しかし、上記のような日本法、ドイツ法上の現象は中国法では期待できない⁽⁸¹⁾。なぜならば、現行憲法は 40 年前の改革開放初期に作られたもので、民法典より古く、憲法学も民法学の発展より遅れているからである。民法上の人格権の発展状況と憲法上の人格権の発展状況を比較すると、その差は歴然である。前者の場合は、1986 年「民法通則」の「人身権」節から 2020 年「民法典」の「人格権編」への華麗なる変身を遂げた。人格権に対する認識は、名誉権のみにかかわるものから、生命権、健康権、身体権、氏名権、肖像権、プライバシー権などにもかかわるものに広がり、人格権の概念は個別人格権から一般人格権まで発展してきた。それと対照的に、後者の場合は、現行憲法 38 条の「人格の尊厳」について、通説上の理解がまだ「名誉権・氏名権・肖像権・プライバシー権」の範疇にとどまっている。また、人民法院は憲法解釈権を持たず、憲法条文の解釈による人格権の権利確認と権利救済もできない。その結果として、憲法上の人格権の発展は相当に遅れてしまった。

こうした背景の下で、中国の一部民法学者は、民法典の立法開始の時点から人格権に関する立法をはじめ今回の「民法典」への期待が非常に高かった。

(80) 山本敬三「憲法と民法の関係—ドイツ法の視点」『法学教室』171 号 44 頁 (1994 年), Basil S. Markesinis & Hannes Unberath, *German Law of Torts: A Comparative Treatise*, 20, (4th ed. 2002).

(81) 薛军：〈“民法—宪法”关系的演变与民法的转型—以欧洲近现代民法的发展轨迹为中心〉, 载《中国法学》2010 年 1 期, 第 78 页。

なかには、人権保護において民法がリーダーシップを発揮して、「憲法としての役割を果せる」とまで言った学者⁽⁸²⁾がいた。このような憲法と民法の関係の捉え方は、まさに日本法、ドイツ法と逆なものである。

これに対し、次のような憲法学者からの反論もあった。「民法典に憲法的な役割が期待されているが、その役割が限定的だ。社会ルールの構築において一応ある程度の準憲法的な役割を発揮すると言えるが、それでも高く持ち上げることはできない⁽⁸³⁾」。本稿はこの意見に同感である。

確かに「民法典」の制定及びその人格権立法は、中国法制度上の大きな進歩と言える。特に「人格権編」の大半の内容は権利の確認である。中国のような公権力が至るところに存在する国では、法律による人格権を含む民事権利の確認によって、一定の市民社会の私的領域を切り開くことができたことは、既に1987年「民法通則」の実施によって証明された事実である。その時から現在まで、このような市民社会の私的領域は徐々に広がりつつある。今回の「民法典」の「人格権編」はこの事実を再確認し、一般的人格権の設定によって将来に向け私的領域の再拡大の可能性を示したという点で、評価できる。

しかし、いくら現時点で「人格権編」で完璧な人格権保護の枠組が作られ、人格権の重要性が訴えられても、違憲審査制度による制度保障がなければ、後になって公権力が別の法律、法令でその人格権の権利内容を勝手に縮小し、規制することが可能である。過去の歴史を振り返ると、「戸籍登記条例」による憲法上の居住移転の自由の制限の例があった。この事例は、せっかく切り開いた一定の市民社会の自由空間が如何に簡単に浸食されたかを証言できるものである。

(82) 谢鸿飞：〈中国民法典的宪法功能—超越宪法实施法与民法帝国主义〉、载《国家检察官学院学报》2016年第6期、第39页；王涌：〈民法典编纂的雄心、野心与平常心〉载《凤凰周刊》2015年10期、第54页。

(83) 林来梵：〈民法典编纂的宪法学透析〉、载《法学研究》2016年4期、第99页。

過去のことを教訓に、以下の二つの課題を解決すべきであると思う。

I 如何に憲法執行の監督体制を改善し、真の違憲審査制度を機能させるかという課題。

前述したように、中国憲法 67 条 1 号は、憲法解釈権と並び、憲法執行の監督権を全国人民代表大会常務委員会の権限の一つとして明記している。本来なら、「憲法執行の監督」について「違憲審査制度」を中心に憲法の確実な執行を確保するための各種の監督制度と理解すべきである⁽⁸⁴⁾が、実際に行われている「憲法執行の監督」は、「法規備案審査」である。具体的にいえば、全国人民代表大会常務委員会は「法規備案審査室」という部署を設置し、法律の下位法令⁽⁸⁵⁾の届出の受理及びその合憲性の審査を担当させている。

法律の下位法令の制定機関は、法律の下位法令を制定公布した後の 30 日以内に、全国人民代表大会常務委員会に届出しなければならない。「法規備案審査室」はその届出を受理した後、憲法、法律と抵触するかどうかを自発的に審査する⁽⁸⁶⁾(立法法 98 条)。審査の結果、法律の下位法令が憲法又は法律に抵触すると判断された場合、係る法律の下位法令を制定した機関は 2 か月以内に改正又は撤廃をしなければならない。(立法法 100 条)

このような憲法執行の監督体制の下で、次のような問題点がある。その一は、法律が憲法に抵触するかどうかを審査できないこと。その二は、違憲審査の本来の目的(人権保障)から離れて、専ら法体系内の上位法と下位法の

(84) 蔡定剑：《国家监督制度》、中国法制出版社 1991 年、第 24 页；林来梵：《从宪法规范到规范宪法》、法律出版社 2001 年、第 327 页。

(85) 法律の下位法令とは、最高行政機関としての国务院及びその部署が作った行政規則など、省及び大きな市の人民代表大会が作った地方条例及び少数民族地域の人民代表大会が作った自治条例などを指す。

(86) 自発審査のほか、国务院、最高人民法院、最高人民检察院及び各省などの人民代表大会常務委員会などは、法律の下位法令が憲法又は法律に抵触していると判断した場合、全国人民代表大会常務委員会の「法規備案審査室」に審査を求めることができる(立法法 99 条 1 項)が、その以外の者は書面の審査建議しか提出できない(立法法 99 条 2 項)。

衝突を解決するための制度になってしまうこと。その三は、審査の開始、過程、結果に関する具体的な情報が殆ど公表されず、その実態を窺うことができないこと。学者らはこのような憲法執行の監督体制について、「真の違憲審査制度ではない」と酷評した⁽⁸⁷⁾。本稿はこのような現状を改善する必要がある、違憲審査が憲法解釈と一体して協働する機会が多いので、現在起草中の「憲法手続法」のなかにその違憲審査の手続も一緒に定めたほうが良いと思う。「憲法解釈手続法」草案はまだ正式に公表されていないが、その動向が注意すべきである。

II 如何にして憲法学説を革新させるかという課題。

前述したように人格権に関する民法学説の飛躍的に発展ぶりと対照的に、憲法学説が時代遅れになっている。例えば憲法上の一般的人格権の概念はすでに少数の学者に提唱されたが⁽⁸⁸⁾、いまだに通説として認められていない。通説⁽⁸⁹⁾は憲法 37 条の人身行動の自由、38 条の人格の尊厳、39 条の住宅の不可侵、40 条の通信の秘密の保護をまとめて「人身の自由」と称している。つまり、38 条の人格の尊厳が単なる「人身の自由」の一内容にすぎない。37～40 条の四つの条文は並立関係にある。しかし、39 条と 40 条がプラバシー権に関わるもので、事実上 38 条の人格の尊厳の一内容とも言える。こうなると、38 条との関係はややこしくなってしまう。上記の四つの条文の関係を矛盾なく説明するため、本稿は「人身の自由」という概念を放棄し、憲法上の一般的人格権概念を取り入れたほうが良いと思う。具体的にいえば、憲法 38 条を一般的人格権の根拠として、包括的権利規定として位置づけ、37 条、39 条、40 条をその下に置くという考えである。この構想の下では、37 条～40 条の四つの条文関係がすっきりになるほか、37・39・40 条に明記されない人格権、人格利益も 38 条の解釈によってカバーできると思う。

(87) 胡锦涛・韩大元、前掲注 10、145 頁。

(88) 林来梵・駱正言：〈宪法上的人格権〉、载《法学家》2008 年 5 期、第 60 頁。

(89) 胡锦涛・韩大元、前掲注 10、238 頁。

4 結びに代えて

今回の民法典の成立は、行政法学界にも大きな反響を与えた。「民法典」の各編には大量な行政法関連規定が含まれて、民法典総条文数の十分の一以上を占めると言われている⁽⁹⁰⁾。「人格権編」にもこのような行政法関連規定が散在している。例えば、前記した 1008 条の科学臨床試験に関する行政許可規定、1009 条のヒト遺伝子・胚胎に関する行政許可規定など。

このような公法的内容の条文が「民法典」のなかに存在していることについては、行政法学者の間には「伝統的な公法私法二分論で捉えることができない」「公法規範と私法規範の織合いによって出来上がった民法典だ」という指摘⁽⁹¹⁾があったが、「伝統的な公法私法二分論が時代遅れのものである。現代社会環境の下では、公法私法の融合が避けられない流れである。問題はどの程度の融合が認められるべきかである。今回の『民法典』が行政裁判、行政行為に必要な新たな法的根拠を与えることは良いことではないか」と評価した声もあった⁽⁹²⁾。

本稿は民法と行政法の過度な融合については賛同しないが、一定の融合も避けられないもので、悪くないと思う。この点に関しては、以下の二つの条文を例として説明する。

(i) 「人格権編」の 1015 条の氏を選択に関する規定は隠れた行政法関連規定

(90) 華東政法大学の章志遠教授（行政法）の統計によれば、係る条文の数は 160 である。彼の統計には、一見して行政法と直接な関係のない規定も含まれている。例えば生命権、身体権、健康権を定める 1002 条～1004 条。章教授の観点によれば、これらの条文のいずれも「いかなる組織と個人はそれを侵してはならない」という文言がある。その「いかなる組織」について公権力組織も含まれると解釈できるので、行政法関連規定と計算されるわけである。章志遠：〈行政法治視野中的民法典〉載《行政法研究》2021 年 1 期、第 42 頁。

(91) 黄锴：〈作为公法权利生成空间的《民法典》〉、2020 年 6 月 28 日于南京師範大学举行的主题为《民法典中的行政法理》学术会议上发表之观点。（http://www.360doc.com/content/20/0705/10/15710918_922367855.shtml、2021 年 4 月 7 日最終閲覧）。

(92) 章志遠、前掲注 90。

といえる。氏の選択の自由は、建前は民法上の氏名権の一内容であるが、実質上戸籍登記の行政と深い関係がある。前述した「北雁雲依」事件は、まさに民法規定を焦点とする行政事件訴訟である。この事件から公法私法融合の避けられない一面が見られる。

(ii) 「人格権編」の1039条の国家機関の勤務者の守秘義務の規定は典型的な行政法関連規定といえる。本稿はその役割を期待している。この公権力侵害に対する救済の面において大きな存在価値があるからである。かつて「民法通則」の第7章「民事責任」のなかにも次のような類した公法的内容の条文があった。「国家機関或いは国家機関の勤務者は職務を執行する過程に、公民、法人の合法的な権益を侵害し、損害を生じさせた場合は、民事責任を負わなければならない」(121条)。

この条文は「行政訴訟法」、「国家賠償法」がなかった時代では相当効力を発揮した。1995年「国家賠償法」の施行まで、少なくない中国の国民は「民法通則」121条を根拠に、国に対して損害賠償を求め、勝訴した⁽⁹³⁾。現行の「国家賠償法」は1995年以後2回改正されたが、その損害賠償範囲について、依然として財産権損害、一部の個别人格権(生命権、身体権、健康権)損害及びそれと関連する精神的損害に限定し(32条～36条)、名誉権、プライバシー権などの個别人格権を損害賠償の対象外としている。

「人格権編」の1039条の規定は、事実上「国家賠償法」の損害賠償範囲をプライバシー権及び個人情報まで拡大する可能性を示唆している。これと連動しているように見えるが、「民法典」の施行後まもなく、最高人民法院が発表した国家賠償法に関する司法解釈⁽⁹⁴⁾にて、名誉毀損がはじめて国家賠償の対象となった。民法上の規定を利用して人権救済の役割を発揮させるという

(93) 例えば、<支国祥不服税务行政处罚案>河南省驻马店地区中级人民法院1988年11月23日判決。支国祥は、税務局に納税義務者と誤認され、財産に対する強制措置が課されたため、経済的な損失を被った。支国祥は税務局を被告に損害賠償の訴訟を提起し、その請求が認められた。

意味では、この 1039 条は民法と憲法、行政法の融合の象徴ともいえる。今後、この規定は、「国家賠償法」の全面改正（全部の人格権を財産権と並んで損害賠償範囲の対象に）につながるかどうか注目になる。

総じて、2020 年の中国民法典の「人格権編」の成立は、1949 年以來の中国法上の人格権の発展がいろいろと紆余曲折を経て、ひとつの到達点に辿り着いたことを意味する。また、試行錯誤を恐れず、難しい状況でぎりぎりまで挑戦してきた中国の法学者達の努力の結晶ともいえる。今後、憲法学説の革新、憲法解釈体制の整備、憲法執行の監督体制の改善を期待している。

(94) 2021 年 3 月 35 日〈最高人民法院关于审理国家赔偿案件确定精神损害赔偿适用法律法规若干问题的解释〉（法释〔2021〕3 号）。